

## 軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きは3月中にお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成30年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだお済みでない方は、3月中に

行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成30年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成30年度分の税金は課税されません。

特に、3月末は大変混雑しますので、  
早めに手続きされますようお願いいたします。

車 種	手続き先	必要書類等
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽四輪</li> <li>軽二輪(125cc超250cc以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎0187(62)2371</li> <li>●軽自動車検査協会 秋田事務所 ☎050(3816)1834</li> <li>●秋田県軽自動車協会 ☎018(896)6811</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新、旧使用者の認印</li> <li>・住民票</li> <li>・自動車検査証</li> <li>・手数料</li> </ul> ※詳しくは手続き先へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型二輪(250cc超)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秋田運輸支局 ☎050(5540)2012</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車(125cc以下)</li> <li>・小型特殊自動車(トラクター、コンバインなど)</li> <li>・ミニカー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美郷町役場 税務課 ☎0187(84)4902</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新、旧使用者の認印</li> <li>・廃車、ナンバープレートの変更のときは、ナンバープレート</li> </ul> ※手数料は無料です。

※県外に転出されている方は、その住所地の軽自動車協会で行ってください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

### 所得税・町県民税

## 申告相談は3月15日(木)まで

平成29年分の所得税と平成30年度分の町県民税の申告相談は、3月15日(木)までです。申告相談の日程や申告に必要なものは、広報美郷1月号8ページに掲載しています。忘れずに申告しましょう。

## 町税等の納め忘れはありませんか?

平成29年度の町税等の納め忘れがないかご確認ください。納め忘れがあった場合は、早急に納付してください。特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

## 行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

### ■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

**申込方法** ●事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

### ■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

### ■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

### ■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)  
※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

## 行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

### ■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業（伝統行事）

事業に必要な経費の2分の1以内の額（上限額5万円）

### ■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額（上限額30万円）

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業は、必要経費の3分の1以内の額（上限額10万円）

**申込方法** ●事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。（申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。）

※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

## あきた結婚支援センター・出張センターを開設します

会員登録手続きのほか、お相手検索や結婚に関する相談にも応じます。ぜひご利用ください。

日 時 ● 4月24日(火) 午前11時～午後4時

会 場 ● 美郷町住民活動センター 研修室1

**利用方法** ●利用を希望される場合は、開設日の2日前までに電話でご予約ください。予約なしでの利用はできませんのでご注意ください。

予約 あきた結婚支援センター(中央センター) ☎018(874)9471

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

## 福祉保健課

学生として転出する場合は

## 「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が大学・高校などに就学するため、美郷町以外の市区町村に転出する場合、特別により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください。

（新しく「マル学保険証」が交付されます）

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

### 必要書類

初めてマル学保険証の交付を受ける時

- ・在学証明書
- ・国民健康保険被保険者証 ・認め印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

マル学保険証を更新する時 ※毎年手続きが必要です。

- ・新年度の在学証明書または学生証の写し等  
(学校名および学生であることが確認できるもの)
- ※編入等で学校が変わった場合は在学証明書の提出が必要です。
- ・国民健康保険被保険者証 ・認め印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は、下記までご連絡ください。

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

障がいのある方の『働きたい』を支援しています

## 障がいのある方の働き方相談会・障がい者雇用相談会

多様な働き方の中から、あなたに合った働き方を見つけるための相談会を開催します。

「働いてみたいけれど、どうしていいかわからない」という方は是非お越しください。また、障がい者雇用を考えている企業からのご相談も承ります。予約は不要ですので、当日、会場にお越しください。

**対象者** ● ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている、もしくは発達障害、高次脳機能障害等があり、就職を希望している方  
・障がい者雇用を検討している民間企業関係者

日 時 ● 3月9日(金) 午前10時～午後4時

会 場 ● 美郷町中央行政センター

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907